

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部改正について（意見公募期間：平成29年2月17日から～平成29年3月18日まで）

公開日 2017年02月17日

1 規則等の題名

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第18条第2項

3 公募する規則等の概要

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成28年4月1日）が施行され、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第8により免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、授与を受ける免許状に関する教職経験に応じ、単位を修得したものとみなすこととしたことによる改正及び必要な様式の改正を行うもの。


4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づく意見公募


5 意見公募の期間（意見公募期間が30日未満の場合、その理由）


平成29年2月17日（金曜日）から平成29年3月18日（土曜日）まで

6 規則等の案

 [教育職員免許状に関する規則の一部改正について\[PDF: 185KB\]](#)

7 関連資料

 [高知県教育職員免許状に関する規則\[PDF: 576KB\]](#)

 [教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）\[PDF: 1MB\]](#)

8 規則等案等の資料の閲覧場所

- 高知県ホームページ
- 県民室（本庁舎1階）
- 各福祉保健所（須崎を除く）、須崎農業振興センター

9 意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- 電子メール：310601@ken.pref.kochi.lg.jp
- 郵送：〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
- FAX：088-821-4725

10 様式（参考）

 [意見書様式\[DOCX: 13KB\]](#)

11 意見の提出にあたっての留意点

- 個人の場合は、氏名・住所・電話番号等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地・電話番号を記載してください。
- 提出していただく意見は日本語に限ります。
- 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ご意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 電話による意見の受付は行っていません。

12 個人情報の利用目的

ご意見に記載された氏名、住所、電話番号については公表しません。また、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

13 担当課・連絡先

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課

住所：〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

電話番号：088-821-4903

連絡先

高知県 教育委員会 教職員・福利課

住所： 〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号（西庁舎2階）

電話： 人事企画担当 088-821-4903

給与担当 088-821-4906

職員厚生担当 088-821-4905

ファックス：088-821-4725

メール：310601@ken.pref.kochi.lg.jp